

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	6,710,309	主たる給与所得区分	給与所得区分	課税標準	総所得③	2,062,000	税額控除前所得割額④	123,720	納付額	0
給与所得（所得金額調整控除後）	4,939,278		以外所得区分		山内			税額控除額⑤	16,875	6月分	0
その他の所得計			所得区分		内訳			得割額⑥	94,800	7月分	15,700
			総所得金額①	4,939,278	調整控除	2,640		等割額⑦	3,000	8月分	14,800
					寄附金税額控除（市）	14,235		税額控除前所得割額④	82,480	9月分	14,800
					123,720 - 16,875 - 12,000（定額減税市分）= 94,800 ※100円未満切捨て			除額⑧	11,250	10月分	14,800
								得割額⑥	63,200	11月分	14,800
								額⑦	1,700	12月分	14,800
								税額⑧	1,000	1月分	14,800
								税額⑨	163,700	2月分	14,800
								足額⑩		3月分	14,800
										4月分	14,800
										5月分	14,800

（適要） 個人住民税減税控除済額 20,000円 控除外額 0円

寄附金税額控除 市 14,235円 県 9,490円

定額減税 本人、老人扶養1名 2万円
市 12,000円 県 8,000円

82,480 - 11,250 - 8,000（定額減税県分）= 63,200 ※100円未満切捨て

変更前税額⑬
増減額（⑨-⑬）
変更月

定額減税対象者は6月分差引なし

	課税標準額		決定内容		変更前		事由
	決定内容	変更前	市民税 (円)	県民税 (円)	市民税 (円)	県民税 (円)	
総所得	678 千円		40 680	27 120			当初課税しました。
	千円	千円					
	千円	千円					
	千円	千円					
小計			40 680	27 120			
調整控除額			1 800	1 200			
配当控除額							区分 決定内容 (円) 変更前 (円)
住	40,680 - 1,800 - 6,000円 (定額減税市分)		27,120 - 1,200 - 4,000円 (定額減税県分)				
寄	=32,800		=21,900				
調	※100円未満切捨て		※100円未満切捨て				
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額							
差引所得割額			32 800	21 900			普通徴収税額
均等割額			3 000	1 700			60 400
計			35 800	23 600			区分 決定内容 (円) 変更前 (円)
森林環境税				1 000			所得割より控除しきれなかった配当割額・株式等譲渡所得割額の控除額 (A)
年税額 (市民税・県民税・森林環境税)	(B)		60 400	(C)			
年税増減額 (B) - (C)							
[普通徴収税額の期別税額] ※個人住民税減税控除済額 10,000円、控除外額 0円							
期別	第1期	第2期	第3期	第4期	随時 (D)	(D) のうち今回随時分	
納期限	平成36年7月1日	平成36年9月30日	平成36年10月31日	平成37年1月31日			
決定内容	期別税額 (円)	9 400	17 000	17 000	17 000		[来年度公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額] あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は次の額を特別徴収の方法により徴収しますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。
	又は委託納付額 (円)	0	0	0	0		
	納付済額 (円)	0	0	0	0		
	差引納付額 (円)	9 400	17 000	17 000	17 000		
変更前	期別税額 (円)						
	又は委託納付額 (円)						

藤岡市 市民部税務課市民税係 TEL 40-2231(直通)